

## 改訂屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画（案）

### 1. 目的

屋久島世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）の自然景観と生態系については、科学的知見に基づき順応的に管理を行う必要がある。このため、環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町（以下「関係行政機関」という。）は、関係団体、専門家等と連携してモニタリングを推進するとともに、その結果に応じて保全方法や利用方法の見直し等を行い、より効果的な手法により遺産地域の管理を行うこととしている。

この計画では、科学的知見に基づく順応的管理を推進し、遺産地域の自然景観及び生態系、並びにその価値を後世に引き継いでいくため、今後 10 年程度において、関係行政機関が実施するモニタリング項目及びその内容を規定するとともに、モニタリング結果の評価の基準とその手順を明らかにする。

### 2. モニタリングの基本方針

世界遺産の普遍的価値が維持されているかをモニタリングするとともに、気候変動のほか、急増した野生動物や外来種、人間活動等が遺産地域に及ぼす影響を把握するために、遺産地域の 6 つの管理の目標にあわせて目指すべき具体的な状態を設定し、その評価のために必要なモニタリング項目及びその内容を設定する。

#### 管理の目標 O

- ・基礎的環境情報が定期的に取得されていること

#### 目指すべき具体的な状態

- ・気候変動などの影響を把握するための基礎的データが収集され、その動態が監視されている状態

#### 管理の目標 IA

- ・スギ天然林が適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代していること

#### 目指すべき具体的な状態

- ・スギ天然林に代表される優れた自然景観及びその構成要素に大きな変化が見られず維持されている状態

#### 管理の目標 IB

- ・その他の優れた自然景観資源が人為的要因により劣化していないこと

#### 目指すべき具体的な状態

- ・その他の優れた自然景観資源に大きな変化が見られず人為的影響が及んでいない状態

#### 管理の目標 II A

- ・植生の垂直分布が維持されていること

#### 目指すべき具体的な状態

- ・植生の垂直分布に大きな変化が見られず健全に保たれている状態

## 管理の目標ⅡB

- ・その他の特異な生態系や生物多様性が維持されていること

### 目指すべき具体的な状態

- ・ヤクシカによる採食と森林植生の更新のバランスが保たれ、適切な管理と資源の有効活用がされている状態
- ・希少種・固有種等の分布・生育状況が把握され、これらの種が1種も絶滅していない状態
- ・外来種等の生息状況が把握され、生態系への影響が及んでいない状態
- ・保全対策を実施することにより、湿原環境が改善されている状態

## 管理の目標Ⅲ

- ・観光客等による利用状況や影響が定期的に把握され、適正利用が維持されていること

### 目指すべき具体的な状態

- ・利用が分散されている（場所や季節によって一極集中していない）状態
- ・山岳部において屋久島らしい質の高い利用体験の提供がされている状態
- ・山岳部の利用による植生等への影響が増加・拡大していない状態
- ・外国人観光客の山岳部における利用状況が把握されている状態
- ・携帯トイレや協力金への理解が深まり携帯率や收受率が上昇している状態

モニタリングの実施にあたっては、関係団体、専門家、その他の機関等との緊密な連携・協力を図り、屋久島世界自然遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という。）の助言を得るものとする。

### 3. モニタリング項目

遺産地域の順応的管理の推進のために、別紙のとおりモニタリングを実施する。なお、モニタリングの詳細な内容、計画期間のモニタリング実施予定は、それぞれ別表1・2に定めるとおりである。

（科学委員会で検討したモニタリング項目・評価指標・実施主体等の表を挿入）

### 4. モニタリングの評価

評価指標及び評価基準に基づき、科学委員会においてモニタリング結果の評価を実施する。その際、重要な事項について検討を深めるために、科学委員会のもとに設置されているワーキンググループにおいて、関連する評価項目に係る評価を実施する等、専門性を活かした効果的な評価を実施する。

また、モニタリング結果の評価は、概ね5年に1回程度を基本とするが、モニタリング結果については、隨時広く情報を共有する。

## **5. 計画の見直し**

### **(1) 計画期間**

本計画は2025年から2034年までの今後10年間の中期モニタリング計画とし、概ね5年ごとに本計画の継続・変更について検討を行う。

### **(2) その他**

関係行政機関は、本計画に基づき毎年のモニタリング事業内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。なお、必要に応じて年度毎に各機関の役割分担を見直すとともに、調査手法についてもこれまでの実施状況に応じ簡素化を実施するなど柔軟に見直すものとする。

(科学委員会で検討したモニタリング一覧およびその詳細表を別表1・2として添付)